

I 総説

1 保健所の役割

平成 25 年 4 月 1 日、本市の中核市移行に伴い、地域保健法(昭和 22 年 9 月 5 日法律第 10 号)に基づき、那覇市保健所条例が施行され那覇市保健所(本市保健所)を開所した。

本市保健所は、沖縄県から移譲された保健所業務と市が従来から行っていた母子保健事業等を統合し、健康増進課・地域保健課・生活衛生課の 3 課体制でスタートした。また、平成 28 年度からは、保健総務課を加えた 4 課体制とした。

保健所業務の適正な執行のためには、専門的な知識及び技術を有する職員の存在は不可欠であることから、地域保健法をはじめとする関係法令により必置とされている医師の他に必要とされている歯科医師・薬剤師・保健師・診療放射線技師・臨床検査技師・管理栄養士・衛生監視員などの専門職を配置している。

本市保健所の役割の 1 つとして対人保健サービスがある。市民一人ひとりが幸福な生活を営むために、何よりもまず心身ともに健康であることが大切である。さらに生きがいのある人生を送るには、保健・医療・福祉の充実には欠くことのできない基本となるものである。

近年、急速な高齢化と、がん・心臓病・脳卒中・糖尿病等の生活習慣病増加及びそれに伴い、介護が必要な状態になる人の増加は、生活の質の低下や社会負担の増加等を招いて、深刻な社会問題となっている。

本市では平成 16 年度に策定した那覇市健康増進計画を見直し、「健康なは 21(第 2 次)」を平成 27 年度に策定、市民の「健康寿命の延伸」と「早世の予防」を目指して健康づくりに取り組んでいる。さらに、市民を取り巻く、家庭、地域、職場等の様々な関係機関・団体、ボランティア、行政が一体となった「健康づくり市民会議」を設置し、市民総がかりで健康の維持・増進に努めている。

また、核家族化が急速に進み、親子を取り巻く環境が大きく変化している中、那覇市の母子保健の課題に取り組むため、平成 26 年度に那覇市母子保健計画「健やか親子なは 2015」を策定した。「すべての親と子が地域の中でともにいきいきと健やかな生活ができる」を基本理念に、実現に向け、関係機関と連携しながら取り組んでいる。精神保健の分野においては、「自殺総合対策大綱」の基本理念に基づき、令和元年に「那覇市自殺対策計画」を策定し、『誰も自殺に追い込まれることのない那覇市』の実現にむけ、関係機関と連携し取り組んでいる。

さらに、地域における健康危機管理の中核拠点として健康危機に取り組むことも本市保健所の大きな役割である。令和 2 年度から全世界で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症への対応は、現在もお最大の課題となっている。本市保健所では、沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部をはじめ、那覇市医師会や那覇市内医療機関等と連携を図り、感染拡大防止に取り組んでいる。

本市保健所は、地域における公衆衛生の向上及び増進を図るため、上記の対人保健サービスに加え、結核や感染症の相談や検査、給食施設等への栄養指導などの業務も担っている。

一方、対物保健サービスとして、食品衛生や獣医衛生、環境衛生や医事薬事衛生の 4 分野からなる生活衛生を守るための事業があり、それら 4 分野の事業者へ許認可を行いそれぞれの管理や監査、保守する役割を担っている。主な役割として集団食中毒の予防や原因究明、食品流通における安全の確保、食品に関する相談や調査、大衆利用施設の監視指導業務、医療施設等の監視指導事業がある。また、平成 29 年の「住宅宿泊事業法」の施行に伴い、本市では健全な住宅宿泊事業の普及を図り、市民の生活環境を守るため、平成 30 年に「那覇市住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例」を制定した。

2 那覇市の状況

沖縄県は、北緯 24～28 度、東経 122～133 度の南北約 400km、東西約 1,000km の海上に弧を描いて連なる 160 の島しょの内、有人島 39 からなっており、その中で那覇市は最大の島、沖縄本島の南部に位置している。

本市は、西方に東シナ海を擁し南北及び東の三方は、他の市町村と隣接する。地形は、旧市内を中心とする中央部においてほぼ平たんをなし、これを取り巻くように周辺部には小高い丘陵地帯が展開する。また、市内を東から西に国場川と安里川が流れ、前者は那覇ふ頭、後者は泊ふ頭を経て、東シナ海にそそいでいる。

那覇市の面積は 41.42 k m² (推計) で、人口 319,012 人、世帯数は 155,473 世帯 (人口、世帯数：令和 3 年 3 月末現在) となっている。

3 本市保健所の沿革

(1) 旧・沖縄県中央保健所の沿革

昭和 45 年 3 月	保健所設置 (鉄筋コンクリート造 地下 1 階地上 2 階建 2,939 m ² 、敷地面積 5,799.44 m ²)
昭和 47 年 3 月	中央保健所発足 (那覇市を所管区域として那覇保健所の所長、庶務課長、衛生課長、看護課長の兼務及び公衆衛生看護婦 20 名を発令し、業務の一部を開始)
昭和 47 年 5 月	日本復帰と同時に那覇保健所から分離し、沖縄県中央保健所となる
平成 9 年 4 月	保健所組織改正。地域保健法全面施行に伴い保健師駐在制度を廃止
平成 11 年 4 月	沖縄県行政機関設置条例の一部改正により、所管区域が那覇市に加えて浦添市、島尻郡の渡嘉敷村、座間味村、具志川村、仲里村、栗国村、渡名喜村、南大東村、北大東村の計 2 市 8 村となる
平成 14 年 4 月	保健所と福祉事務所の組織統合により「南部福祉保健所中央保健所」となる具志川村と仲里村の合併により久米島町が誕生し、所管市町村は 2 市 1 町 6 村となる
平成 22 年 7 月	平成 25 年度に予定されている那覇市中核市移行に伴う那覇市への委譲事務調整並びに中央保健所の南部福祉保健所への統合等について検討作業に着手
平成 23 年 4 月	那覇市中核市移行に伴う本市保健所設置に向け、那覇市より 4 名の職員を実務研修生として受入れ
平成 25 年 4 月	那覇市の中核市移行により、那覇市全域についての保健所業務は那覇市へ移管し、浦添市他 1 町 6 村の保健所業務については南部保健所へ移管された

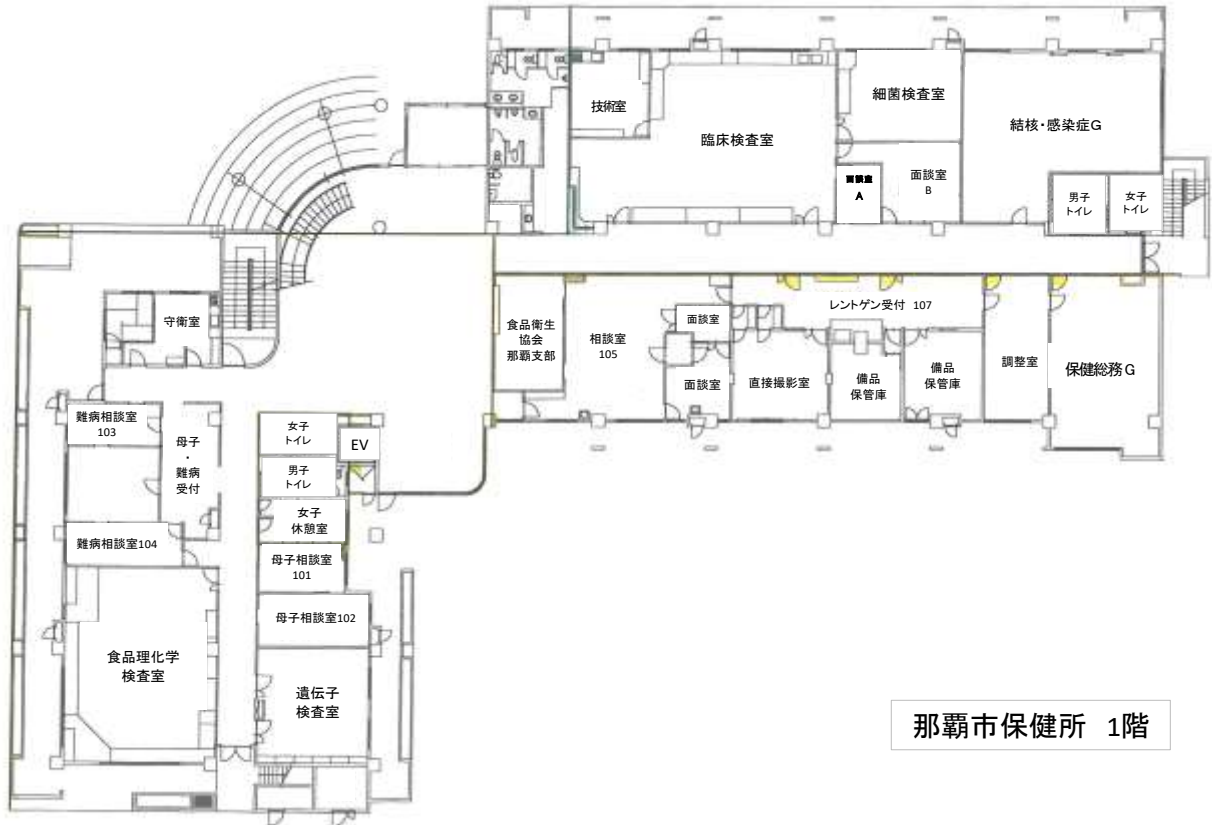
(2) 本市保健所の沿革

平成 22 年 10 月	中核市移行に伴う、本市保健所開設のための保健所準備室の設置
平成 23 年 4 月	中核市移行に伴う本市保健所設置に向け、沖縄県中央保健所へ那覇市より 4 名の職員を実務研修生として派遣
平成 23 年 10 月	沖縄県中央保健所（食品・医務薬務）へ実務研修生として 4 人を追加派遣
平成 24 年 4 月	沖縄県各保健所へ那覇市より実務研修生を 19 人追加派遣
平成 24 年 10 月	沖縄県中央保健所（医師）へ実務研修生として 1 人追加派遣
平成 25 年 4 月	本市保健所開設 「健康増進課」「地域保健課」「生活衛生課」の 3 課体制沖縄県より所長・生活衛生課長等 8 人派遣受入
平成 25 年 4 月	沖縄県各保健所へ実務研修生として 7 人派遣
平成 26 年 4 月	沖縄県より生活衛生課長等 4 人派遣受入
平成 26 年 4 月	沖縄県各保健所へ実務研修生として 4 人派遣
平成 27 年 4 月	沖縄県より生活衛生課長等 3 人派遣受入
平成 27 年 4 月	沖縄県各保健所へ実務研修生として 3 人派遣
平成 28 年 4 月	本市保健所の組織改正により、「健康増進課」を「保健総務課」と「健康増進課」に分割し、「保健総務課」「健康増進課」「地域保健課」「生活衛生課」の 4 課体制となる
令和 2 年 2 月	新型コロナウイルス県内感染者 1 例目確認。那覇市危機管理対策本部設置に伴い、現地（本市保健所）対策本部および「帰国者・接触者相談センター」を設置。
令和 2 年 4 月	新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、「保健総務課」を再編し、「医療体制支援室」を開設（～令和 3 年 3 月まで）。
令和 2 年 8 月	「保健総務課」を再編、所内職員や市役所他部局職員等の応援を受け、「帰国者・接触者相談センター」も含めて「那覇市新型コロナウイルス感染症現地対策本部」を拡充する。
令和 3 年 2 月	「健康増進課」を再編、「新型コロナワクチン接種推進室」を開設。その後、市役所本庁等他部局職員の応援を受けて拡充する。

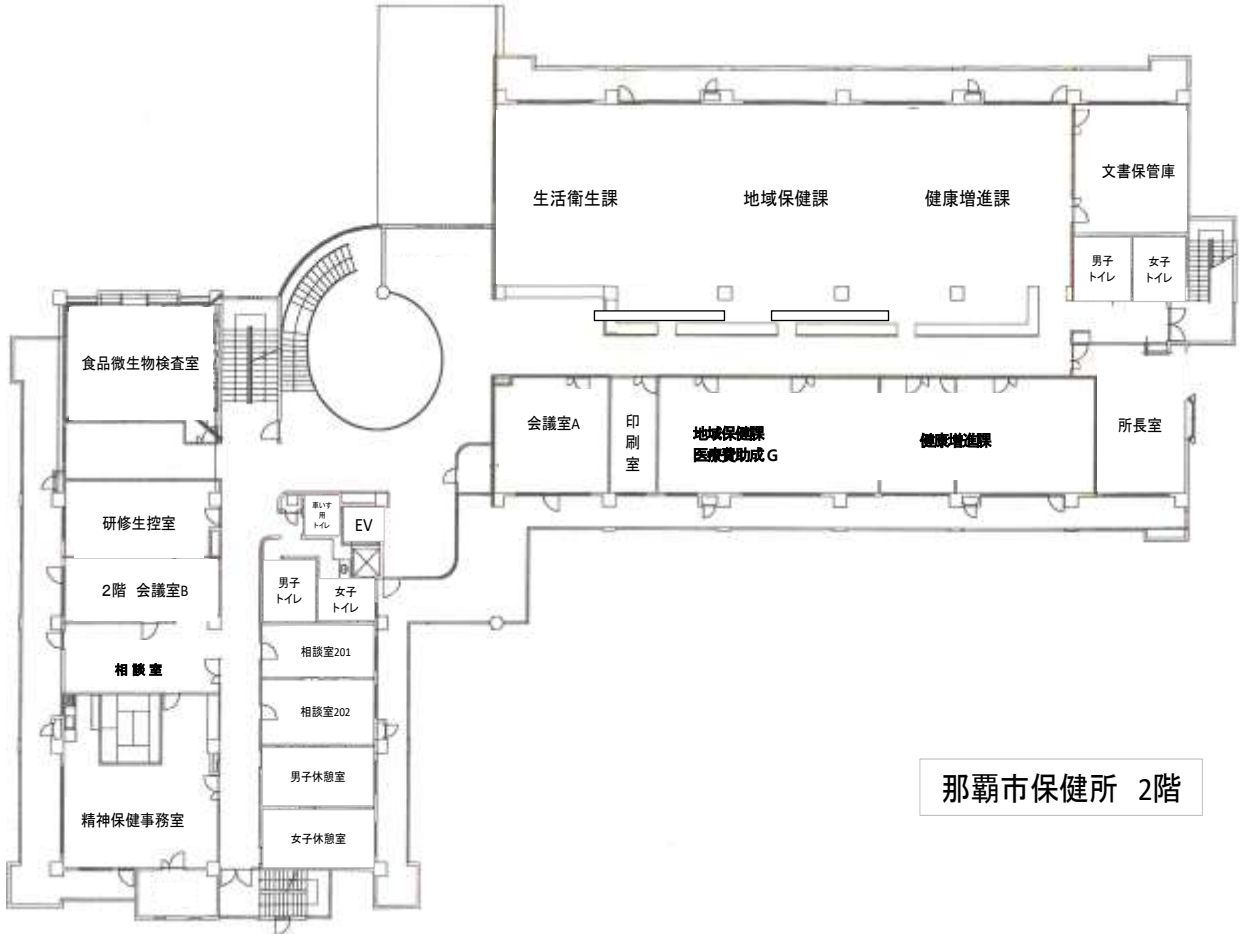
◎施設の概要

名 称 : 那覇市保健所
 設置年月日 : 平成 25 年 4 月 1 日
 所在地 : 那覇市与儀 1 丁目 3 番 21 号
 所管区域 : 那覇市全域
 敷地面積 : 約 4,545 m² 建物延べ面積: 約 4,590 m²
 建物の構造 : 鉄筋コンクリート造瓦重ね・陸屋根 地下 1 階付 3 階建

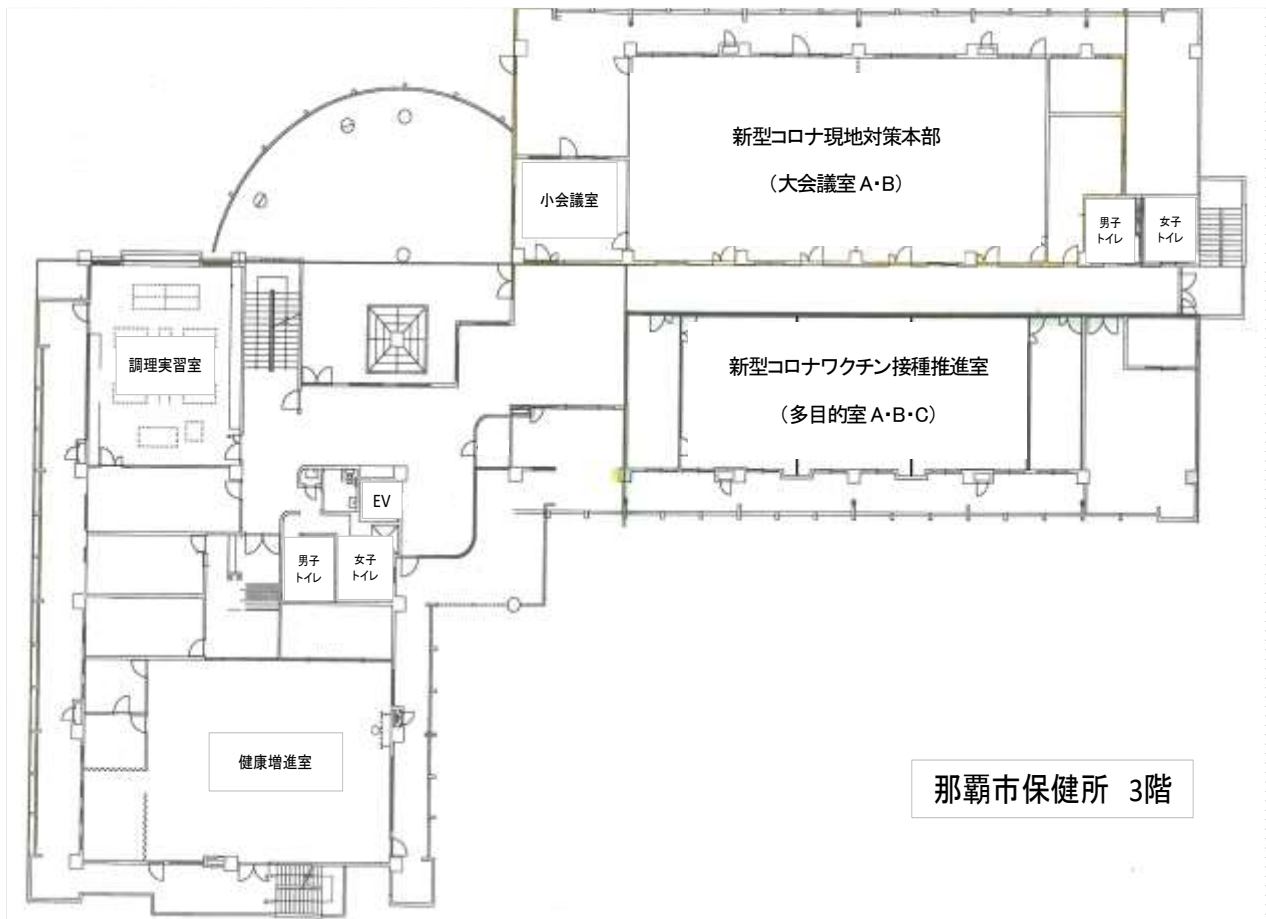
4 庁舎案内図（R2年度中の改修含む）



那覇市保健所 1階



那覇市保健所 2階



5 各課の主な業務

担当課 (電話番号)	担当業務
保健総務課 (098-853-7964)	健康危機管理
	結核感染症の予防、まん延防止
	性感染症の相談、検査
健康増進課 (098-853-7961)	健康づくり事業
	成人健診、各種がん検診
	予防接種
	給食施設の届出
	栄養指導

地域保健課 (098-853-7962)	母子保健に関する相談、親子健康手帳の交付、妊婦健診、産婦健診
	助産師訪問（妊産婦・新生児訪問）、乳幼児健診、発達相談、親子教室
	低体重児、小児慢性特定疾病児に関する相談
	未熟児養育医療費助成、小児慢性特定疾病医療費助成、育成医療助成
	特定不妊治療費助成、特定医療費（指定難病）等の申請受付、先天性血液凝固因子障害等医療費の申請受付
	精神保健福祉相談事業、自殺予防対策事業、地域生活支援促進事業
	難病患者地域支援対策推進事業、自助組織活動の育成支援
	原爆被爆者健康診断事業
生活衛生課 (098-853-7963)	病院、診療所及び助産所の開設許可等、監視指導
	施術所、歯科技工所の開設届出等、監視指導
	衛生検査所の登録等、監視指導
	医師等医療従事者の免許申請に関する事務
	薬局、医薬品販売業等の許可、監視指導
	毒物劇物販売業の登録
	飲食店、食品製造業等の営業許可、監視指導
	HACCP に沿った衛生管理の指導、食中毒の予防
	旅館、興行場、公衆浴場の営業許可、監視指導
	理容所、美容所、クリーニング所の開設届の受理、監視指導
	専用水道、貯水槽水道等の衛生指導
	住宅宿泊事業の届出受理、監視指導
	特定建築物の届出受理及び監視指導、建築物環境衛生事業登録に関する事務及び監視指導
	温泉利用許可等に関すること

6 組織図及び職種別職員数

令和2年度 本市保健所組織図



*令和2年4月1日現在の定数

(注1) 新型コロナウイルス感染症現地対策本部については他課からの兼務・応援職員等含む実数(令和2年8月～)を()で示す。

(注2) 新型コロナウイルスワクチン接種推進室については実数(令和3年2月～)を()で示す。

職種別職員数

	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	診療放射線技師	臨床検査技師	管理栄養士	社会福祉士	衛生監視員	事務職	市立病院 (派遣) 事務職	技師	合計
所 長	1												1
保健総務課 (新型コロナウイルス感染症現地対策本部) (注1)	2 (1)			4 (33)	1	2 (1)				10 (26)	2	3	24 (61)
健康増進課 (新型コロナウイルスワクチン接種推進室) (注2)		1		2			3			8 (8)			14 (8)
地域保健課				36				3		8			47
生活衛生課			4						10	2			16
計	3	1	4	42	1	2	3	3	10	28	2	3	102

※令和2年4月1日現在の定数

(注1) 新型コロナウイルス感染症現地対策本部については他課からの兼務・応援職員等含む実数(令和2年8月～)を()で示す。

(注2) 新型コロナウイルスワクチン接種推進室については実数(令和3年2月～)を()で示す。

7 各課の所掌事務

【保健総務課】

- (1) 感染症に関すること
- (2) 健康危機管理に関すること
- (3) 放射線業務に関すること
- (4) 感染症診査協議会及び保健所運営協議会に関すること
- (5) 新型インフルエンザ等対策本部に関すること
- (6) 地方独立行政法人那覇市立病院に関すること
- (7) 医療に係る連絡調整に関すること
- (8) 保健衛生団体及び救急医療の補助金（小児救急に限る）に関すること
- (9) 保健衛生に係る統計に関すること
- (10) 献血に関すること
- (11) 角膜・腎臓及び骨髄の移植の啓発に関すること
- (12) ハンセン病の啓発に関すること
- (13) 肝炎医療費助成の申請に関すること
- (14) 医師の実習及び研修に関すること
- (15) 保健関係職員の研修に関すること
- (16) 食品検査室の精度管理に関すること
- (17) 保健所庁舎の維持管理に関すること
- (18) 新保健センターの建設等に関すること

【健康増進課】

- (1) 健康づくりに関すること
- (2) 予防接種に関すること
- (3) 健康診査に関すること
- (4) 歯科保健に関すること
- (5) 食生活改善及び栄養に関すること
- (6) 給食施設指導に関すること
- (7) 健康・栄養調査に関すること
- (8) 喫煙対策に関すること
- (9) 石綿健康被害救済制度に関すること
- (10) 管理栄養士の国家試験に関すること
- (11) 栄養士の免許申請及び実習に関すること

【地域保健課】

- (1) 母子保健に関すること
- (2) 地域保健活動に関すること
- (3) 母子保健推進協議会に関すること
- (4) 精神保健及び精神障がい者の福祉に関すること（精神障害者保健福祉手帳、精神通院医療及び障害福祉サービスに関する業務を除く）

- (5) 自殺予防対策事業に関する事
- (6) 未熟児養育医療に関する事
- (7) 育成医療に関する事
- (8) 不妊に悩む方への特定治療支援事業に関する事
- (9) 小児慢性特定疾病に関する事
- (10) 児童の療育に関する事(他課の所管に属するものを除く。)
- (11) 特定医療費支給認定申請に関する事
- (12) 難病患者地域支援対策推進事業に関する事
- (13) 原爆被爆者に対する健康診断等に関する事
- (14) 地域看護実習に関する事
- (15) 地域保健に係る保健団体及び自助組織の育成及び支援に関する事

【生活衛生課】

- (1) 飲食店等の営業許可及び食品衛生に関する事
- (2) 興行場、旅館業及び公衆浴場業の営業許可等に関する事
- (3) クリーニング所、理容所及び美容所の開設の届出等に関する事
- (4) 温泉の利用許可等に関する事
- (5) 建築物における衛生的環境の確保に関する事
- (6) 専用水道又は簡易専用水道の衛生確保に関する事
- (7) 病院、診療所及び助産所の開設許可等に関する事
- (8) あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師並びに柔道整復師の施術所の開設の届出等に関する事
- (9) 薬局等の開設許可等に関する事
- (10) 毒物及び劇物販売業の登録等に関する事
- (11) 薬物乱用防止対策に関する事
- (12) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他医療従事者の免許申請等に関する事
- (13) 調理師及び製菓衛生師の免許申請、試験の申込み等に関する事
- (14) 住宅宿泊事業の届出等に関する事
- (15) 歯科技工所の開設の届出等に関する事
- (16) 衛生検査所の登録等に関する事
- (17) 死体の解剖及び保存の許可に関する事
- (18) 課の分掌事務に属する届出、申請行為等の情報公開請求の受付及び交付に関する事

8 令和2年度組織目標

【保健総務課】

1. 新型コロナウイルス感染症対応

医療崩壊を防ぐ

2. 那覇市立病院による地域医療の充実

市立病院の紹介率 74%以上

逆紹介率 84%以上

(地方独立行政法人那覇市立病院令和2年度年度計画の目標数値)

3. 厚生労働統計調査の実施 (国民生活基礎調査)

調査員の確保

所要の期間内で適正な調査を実施する。

4. 積極的疫学調査に係る職場研修の実施

第2波の襲来前に全庁の保健師に対し、研修を実施する

【健康増進課】

1. 10月より定期接種となるロタウイルスワクチン予防接種を円滑に実施

10月までに関係医療機関と委託契約を結び、対象者への通知も行う

2. 成人男性の風しん予防接種事業(第5期)を実施

抗体検査の受診者数を2,000人以上とする。

3. 特定検診課との統合を滞りなく実施

年度末までに改修工事を終え、グループ編成、座席配置等を決める。引越は次年度5月予定。

4. 学齢期等へのむし歯予防対策の実施

歯磨きやフッ化物洗口実施校を年度末までに新規で3校行う

【地域保健課】

1. 乳幼児健診受診率の向上

新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じて健診を実施する。ともかぜ振興会館にてスムーズな運営を行う。

2. 自殺対策の推進

コロナ禍による自殺予防対策の推進を図り、市自殺対策計画及び相談窓口の周知啓発に努める。自殺対策関係機関連絡会議を開催して自殺対策の推進及び進捗確認を行う。

3. 親子手帳交付により妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援につなぐ

コロナ禍による影響で不安が高まっている妊婦に対し、親子手帳交付を通じて不安の軽減に努め、適切な支援につなげる。

【生活衛生課】

1. HACCP（自主衛生管理）導入に向けた事業の推進

実施計画に基づく事業内容を年度末までに関係機関等と連携して達成する。

2. 「那覇市生活衛生監視指導計画」の策定及び実施

生活衛生営業関係施設の業種別目標監視の実施

理容所：20件 美容所：70件 クリーニング所：20件 興行場：5件 旅館業：100件

公衆浴場：20件 水道施設他：40件 ビル管法関連：30件 住宅宿泊事業法関連：100件

総計：405施設

3. 食品収去検査における業務管理体制の確立

業務管理体制を確立し、コンタミネーション等の試験室内事故の発生を年間10件以下とする。

9 歳入・歳出決算の状況

◎保健総務課

【歳入】

(単位：円)

款	項	目	令和2年度
14 使用料及び手数料	02 手数料	03 衛生手数料	0
15 国庫支出金	01 国庫負担金	04 衛生費国庫負担金	410,979,389
	02 国庫補助金	03 衛生費国庫補助金	5,050,000
	03 委託金	03 衛生費委託金	6,057,000
16 県支出金	02 県補助金	03 衛生費県補助金	17,904,000
	03 委託金	04 衛生費委託金	75,300
17 財産収入	01 財産運用収入	01 財産貸付収入	300,700
21 諸収入	05 雑入	04 雑入	153,827
22 市債	01 市債	01 衛生費	584,400,000
計			1,024,920,216

【歳出】

款	項	目	令和2年度
04 衛生費	01 保健衛生費	01 保健衛生総務費	1,215,928,933
		02 予防費	10,445,000
		09 感染症対策費	1,285,894,237
計			2,512,268,170

◎健康増進課

【歳入】

(単位：円)

款	項	目	令和2年度
15 国庫支出金	02 国庫補助金	03 衛生費国庫補助金	34,075,000
16 県支出金	01 県負担金	02 衛生費県負担金	58,732
	02 県補助金	03 衛生費県補助金	12,452,000
	03 委託金	04 衛生費委託金	93,716
21 諸収入	05 雑入	04 雑入	157,019
	計		46,836,467

【歳出】

款	項	目	令和2年度
04 衛生費	01 保健衛生費	01 保健衛生総務費	856,323
		02 予防費	1,205,652,992
		06 健康増進費	240,339,565
計			1,446,848,880

◎地域保健課

【歳入】

(単位：円)

款	項	目	令和2年度
15 国庫支出金	01 国庫負担金	01 民生費国庫負担金	11,070,000
		04 衛生費国庫負担金	135,185,004
	02 国庫補助金	02 民生費国庫補助金	3,359,000
		03 衛生費国庫補助金	101,200,000
16 県支出金	01 県負担金	01 民生費県負担金	7,156,505
		02 衛生費県負担金	6,779,052
	02 県補助金	02 民生費県補助金	3,157,000
		03 衛生費県補助金	3,842,000
	03 委託金	04 衛生費委託金	831,577
21 諸収入	05 雑入	04 雑入	4,094,070
計			276,674,208

【歳出】

款	項	目	令和2年度
03 民生費	01 社会福祉費	02 障害者福祉費	19,751,530
04 衛生費	01 保健衛生費	01 保健衛生総務費	11,994,932
		04 母子保健費	713,941,522
		07 地域保健費	6,202,436
計			751,890,420

◎生活衛生課

【歳入】

(単位：円)

款	項	目	令和2年度
14 使用料及び手数料	02 手数料	03 衛生手数料	39,913,340
15 国庫出金	03 委託金	03 衛生費委託金	1,303,000
16 県支出金	03 委託金	04 衛生費委託金	2,542,594
21 諸収入	05 雑入	04 雑入	360
計			43,759,294

【歳出】

款	項	目	令和2年度
04 衛生費	01 保健衛生費	01 保健衛生総務費	6,263,070
		08 生活衛生費	23,932,363
計			30,195,433